

事務・権限の移譲のあり方に対する意見

全自交労連 高橋 学

1. 輸送の安全確保について

事務・権限の移譲に伴い国の関与が弱まることとなるため、実施主体の資格要件として二種免許（福祉有償運送の場合はヘルパー資格も）を義務づけることを通して輸送・介護の安全を確保することが必要。これができない場合は引き続き安全確保については国が担うべき。

2. 運用ルールの緩和と運用方法の改善について

旅客の範囲の拡大は安易に行うことは適当ではない。

事例として雪下ろし・除雪等の生活支援ボランティアがあげられているが、ボランティア団体として活動の趣旨を広く伝え、会費や賛同金などを募りながら運営していくことが可能ではないか。ボランティア団体のほとんどがそうしたあり方を追求している。また、運営上どうしても厳しい場合には雪下ろし等の行為に対して実費負担等を求めることも可能であり、有償運送に結びつけて考える問題ではない。

また、「ひきこもり」の方等については「ひきこもり」となった原因を改善することが肝要であり、福祉政策によって解決すべき。有償運送と関連づけることは適当でない。

観光客の不特定多数の者については、自動車運送事業として行うか、無償運送として行うこと。

3. 運営協議会のあり方について

運営協議会における「協議の内容・範囲」「合意形成の内容」「合意形成の方法」「ローカルルール」に関しては、地方分権の趣旨に鑑み、各運営協議会の自主性にゆだねるべき。

4. その他

そもそも有償運送は、過疎地等の公共交通機関によりがたい場合に地域関係者の合意を条件に公共交通機関の補完的役割として認めてきたもの。

今回の事務・権限の移譲の議論では安全性の確保が大きな課題であり、それ以外の「運用ルールの緩和」等の課題は、地域の公共交通機関の維持・再生・活性化が社会的課題となっている中であってその流れに逆行する議論であり整合性がとれないものとなっている。